

審決取消請求事件

[平成27年2月25日判決（知財高裁） 平成26年\(行ケ\)第10089号](#)

キーワード：商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

担当 弁理士 駒場大視

### 1. 事案の概要

原告が商標権者である本件商標の指定商品の一部の登録について、被告が無効審判（無効2013-890052）を請求したところ、特許庁は請求どおり指定商品の一部の登録を無効とする審決をしたので、原告がその取消を求めた。

### 2. 結論

請求棄却

### 3. 本件商標

商 標 : I G Z O（標準文字）

指定商品 : 第9類「電気アイロン、電気式ヘアカーラー、電気通信機械器具、電子応用機械器具及びその部品、電池、電線及びケーブル、配電用又は制御用の機械器具」

登録番号 : 商標第5451821号

出 願 日 : 平成23年 6月24日

登 録 日 : 平成23年11月18日

### 4. 無効審判の審決

(1) 「I G Z O」の文字は、本件商標の登録査定時前において、研究者にとどまらず、エレクトロニクス業界において「I n（インジウム）、G a（ガリウム）、Z n（亜鉛）及びO（酸素）の複合物からなる酸化物」を表すものとして、広く知られていた。

(2) 本件商標の指定商品は、事業者間での取引に供される機械器具の部品、あるいは関連商品といえ、最終消費者ではない事業者が需要者（取引者を含む。）となる商品が多々含まれる。

(3) 以上を総合すると、本件商標の登録査定時において、本件商標を構成する『I G Z O』は、上記商品を構成する原材料の一つを示すものとして使用され、少なくとも上記(2)の商品に係る事業者（取引者・需要者）の間において認識されていたと見て取れるものである。そうすると、本件商標は、請求に係る指定商品に使用した場合、その商品の原材料を表したものとして認識されるものであるから、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものであるというのが相当であり、本件商標は、請求に係る指定商品について、商標法3条1項3号に該当し、その余の点について判断するまでもなく同法46条1項1号に基づき、登録を無効とすべきものである。

## 5. 争点

### 商標法3条1項3号の該当性

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

(1) 商標法3条1項3号に掲げる商標が登録の要件を欠くとされているのは、①商品の産地、販売地その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのを公益上適当としないものであるとともに、②一般的に使用される標章であって、多くの場合自他商品識別力を欠き、商標としての機能を果たし得ないものであることによるものと解すべきである（最裁昭54年4月10日 第三小法廷判決〔ワイキキ事件〕参照）。

また、同3号の趣旨からすれば、出願に係る商標が3条1項3号にいう「商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する材料を現実には原材料としていることを要せず、需要者又は取引者によって、当該指定商品が当該商標の表示する材料を原材料としているであろうと一般に認識され得ることをもって足りるとすべきである（3号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する商標」につき同旨、最裁昭61年1月23日第一小法廷判決〔ジョージア事件〕参照）。

(2) 本件商標の登録査定時において、本件酸化物が、半導体素子の新規な材料で、かつ、その性能が従来の材料にはないものとして、ディスプレイに限らず、今後幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待され、注目されていたこと、本件酸化物を用いた半導体素子はその用途が研究開発中の新規なものであり、エレクトロニクス業界に属する事業者にとっても具体的な電子デバイスへの適用の仕方は特定されていなかったことからすれば、本件商標を、本件商標の指定商品の器具等について使用すれば、これらの指定商品に係る商品を製造、販売する企業等、すなわち、これらの指定商品の取引者であり、需要者の一部にも含まれる者である事業者によって、当該商品が本件商標の表示する材料（本件酸化物）をその原材料として含んでいるのでであろうと一般に認識され得るものといえる。そうすると、本件商標も、それらの指定商品との関係で自他商品識別力を有するという事はできない。

(3) 前記のとおり、本件酸化物が、半導体素子の新規な材料であり、かつ、その性能がディスプレイパネルを代表とする幅広い範囲の電子デバイスの性能を向上させ得るものとして期待、注目されており、ディスプレイ分野や半導体分野に関連するエレクトロニクス業界の幅広い企業等において実用化に向けた研究開発がされていたことからすれば、本件商標は、ディスプレイパネルや半導体素子が原材料として認識され得る本件各商標の指定商品に係る商品の取引に際して、必要適切な表示として、何人もその使用を欲するものであるといえるから、特定人によるその独占使用を認めることが公益上適当であるともいえない。

(4) したがって、本件商標は、法3条1項3号が規定する「商品の原材料を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するから、審決の判断は相当であり、原告の主張する取消事由には理由がない。

以上